

令和4年度第2回 船橋市青少年問題協議会

議事録

令和4年11月4日（金）

午前10時00分～11時31分

船橋市役所11階 大会議室

1 開会

2 議題

(1) 青少年を取り巻く環境と課題について

- ・船橋警察署
- ・市川児童相談所船橋支所
- ・ふなばし地域若者サポートステーション

(2) 船橋市青少年だよりの発行について

(3) その他

- ・成年年齢引き下げの影響について
- ・自転車専用通行帯について

3 報告、連絡事項

- ・「子どもの生活実態に関するアンケート調査（ヤングケアラー実態調査）の結果について」（子育て支援部）
- ・令和5年船橋市成人式について（社会教育課）
- ・その他

4 閉会

午前10時00分開会

○事務局

皆様、おはようございます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を担当させていただきます青少年課の木村です。よろしくお願いいたします。

会議開催に先立ちまして、本会議における新型コロナウイルス感染予防対策についてでございますが、入り口での体温測定、座席の間隔を空けた配置などをさせていただいております。また、会議中もマスクの着用など、説明が聞きづらいことなどご不便をおかけいたしますが、ご了承お願いいたします。また、ご発言後にはマイクの消毒をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、令和4年度第2回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

ここで資料の確認をさせていただきます。本日配付させていただきました資料は、「次第」「席次表」「令和4年度第2回船橋市青少年問題協議会資料」「船橋市青少年だより（第52号）」と、ふなばし地域若者サポートステーションの冊子となります。恐れ入りますが、不足資料がございましたら、挙手のほうをお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日の委員の出欠状況でございます。社会福祉協議会の長島委員、保護司会代表の戸松委員、スポーツ協会代表の山崎委員、市立船橋高等学校長の津田委員より欠席のご連絡を受けております。

また、船橋警察署長の杵渕委員、船橋東警察署長の滝口委員は欠席されておりますが、それぞれオブザーバーといたしまして、船橋警察署の田中生活安全課長、船橋東警察署の小栗生活安全課長にご出席いただいております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

会議の開催に先立ちまして、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開することとなっております。このことから傍聴人の受付を行いましたところ、傍聴人はいらっしゃいませんでした。

また、本会議は議事録を作成し、市のホームページで公表することになります。そのため議事録署名人となる委員2名を選出し、署名をいただくこととなります。

それでは、同条例第5条第1項の規定により、丹羽会長に会議の進行をお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

おはようございます。それでは、ただいまより令和4年度第2回船橋市青少年問題協議

会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本当に皆さんお忙しい中、またコロナ禍の中、ご出席いただきましてありがとうございます。コロナとの闘いも2年半を過ぎまして、ようやく少し対処の仕方が分かってきたのかなと思っておりましたけれども、いろいろな行動について解放されると、また船橋市でも少し多くなり200名を超えるような状況でして、やはり感染力が強いということは間違いないと思います。ただ、その中でやはりいつまでも感染対策で行動制限をしているわけにもいかないと思いますので、今までの2年半過ぎの経験を生かしながら、少しでも行動を、我々にとっては青少年に対しての問題について、いろいろなことを意見交換し合っ
て進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、児童相談所、サポートステーションのご案内をいただきまして、本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。また、ヤングケアラーについてもいろいろな調査をしていただきました。今回は事務局に無理を申しまして、事前に議題を皆さんにお配りして、少しでも活発な議論を進めたいと思ひまして、ご協力いただきました。ありがとうございました。

それでは、本日どうぞよろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

まず、議事録署名人について、本日の指名をさせていただきたいと思ひます。船橋市民生委員児童委員の岩瀬委員、それからPTA連合会の原野委員にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩瀬委員

承知いたしました。

○議長（丹羽会長）

では、議事に入らせていただきます。

議題（1）「青少年を取り巻く現状と課題について」です。

今回は、船橋警察署、市川児童相談所船橋支所、ふなばし地域若者サポートステーションから、青少年を取り巻く現状と課題についてご報告をいただきたいと思ひます。ご質問は、3団体にご報告をいただいた後にお受けしたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、船橋警察署からお願いできますでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○杵渕委員代理（船橋警察署 田中生活安全課長）

おはようございます。船橋警察署生活安全課長の田中と申します。

まず、日ごろからの警察活動へのご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

私のほうから、船橋市の青少年を取り巻く現状ということで、少年の非行状況、また少年補導の状況について簡単に申し上げたいと思ひます。

本年の9月末の数字にございますが、船橋警察署において、非行少年というような形で

検挙しておりますのが 26、船橋東警察署のほうでは 25、市内におきましては合計 51 というような形で、速報値でございますが数字を計上しております。これは昨年の状況から鑑みますと、市全体においてはマイナスのような値となっております。

さらに非行少年のその内容を見ますと、やはり自転車盗や喧嘩などの暴行・傷害の一般刑法犯が変わらず多くを占めているところではございますが、一方で特別法犯ということで、児童ポルノだとか児童買春だとか、そういった罪種に被害者側としてお話をいただくような状況が多くなっているような印象を強く持っています。

恐らく、一昔前とは遊び方が異なってきているのかなという印象を非常に受けておりまして、今時は 1 人 1 台スマートフォンを中高生なんかは持っていらっしゃるのかなというところで、そういったツールを使った遊び方が子供たちの主流になっているのが、そのまま反映されているのかなと考えております。

また、市内の非行少年の件数が減少しているのと併せまして、補導される子供の数もひとしく減少をしております。

船橋市としても、そういった状況がある中、ちょっと大きな目で県下を見ましても、非行少年の数は減少しておりますし、補導の件数につきましても減少傾向でございますので、大きく市と県を比較したときに変化があるような状況ではございません。一般的に児童ポルノとか SNS 利用に係るようなお話を多く受けているような現状でございます。

簡単ですが、以上となります。また、いろいろな関係機関からお話をいただきながら、警察だけではなかなか継続的に対処できない相談事もありますので、青少年センターや児童相談所の皆様のご協力をいただきながら、健全育成に資する活動を継続できればと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。やはり生活の仕方が変わっていくということ、スマホの影響も大きいということをお聞かせいただきました。

続きまして、市川児童相談所船橋支所から、よろしくお願いいたします。

○児玉委員

皆様、おはようございます。市川児童相談所船橋支所の児玉と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様には日頃より児童の福祉の向上のためにご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

私のほうから簡単に、児童相談所に関わっているお子さんやご家庭の状況ということでお話をさせていただきたいと思います。

その前に、市川児相は令和 3 年 12 月から船橋支所というものを設けまして、まだ半年ちょっとですけれども、事務所が狭くて狭隘化したということと、令和 8 年 4 月に船橋市さんが児童相談所を開設されるということを見込んで、支所として分かれて運営を始めていくところです。

児童相談所は 18 歳未満の全てのお子さんに関する相談を受け付けるという機関ではありますが、昨今、報道等でも耳にされることが多いかと思えますけれども、児童虐待の対応がかなり主を占めてきている状況でございます。

ちなみに、今日ペーパーの資料はないのですけれども、令和 3 年度市川児童相談所全体で受け付けた児童虐待の相談のうち、船橋市の分を取り出すと、令和 3 年度、船橋市さん全体で 1,060 件の児童虐待相談を児童相談所で受け付けております。割合としては身体的虐待が 277 件で 26.1%、ネグレクト（養育放棄）が 226 件で 21.3%、心理的虐待が 543 件で 51.2%、性的虐待が 14 件で 1.3%という割合になっております。この件数の増加傾向や虐待種別の割合は、ほぼ全国的な傾向と変わりはないのですけれども、ややネグレクトの割合が全国平均よりは高い数値になっています。

そして、毎年報道でも言われているように、虐待の対応が増えてきていますが、今年度も半期過ぎて、やはり増加傾向は変わりありません。

市川児童相談所管内のほかの市と比較しても、船橋市の件数の占める割合が高くなっています。市川児童相談所の本所のほうに一時保護所が設けられていますけれども、定員 28 名のところ、おととい時点で 40 名のお子さんが保護されていて、定員の 150%近い状況が慢性化しております。先ほど言った 40 名の中でも、船橋市のお子さん 24 名ということで、ほかの 3 市と比べて倍近いお子さんが実際に保護ということになっています。

さらに、一時保護所で保護されているお子さん 40 名のほかに、一時保護所で生活するのが難しい赤ちゃんとか、障害をお持ちのお子さんなどについては、外部に保護委託をしております。そのお子さんたちは 17 名おりますので、合計で 57 名のお子さん、船橋市でいうと 33 名のお子さんが一時保護の状態に今いるということになります。

一時保護になると、安全面の問題や物理的な距離の問題等から、学齢時のお子さんは学校に行けなくなったりということで、教育権の保障が十分できなかったり、もともと暮らしていた家庭や地域、学校、そういった子供自身の居場所から切り離されるという、子供にとっては不利益な状況になります。それをしても、どうしても安全を守らなければいけないという場合に行う最終手段と考えているところです。

一時保護に関して、基本は 2 か月ということになっていますけれども、虐待等で保護した場合には、なかなか親御さんとの話し合いが難しかったりということ、それから家庭に帰るのが難しく、施設とか里親等の社会的養護に移行と決めたお子さんも、その受け皿が不足して行き場所がなかなか決まらないということで、一時保護が長期化する傾向があります。

現状ですと、一番長い子で 223 日保護しております。つい先日までは 1 年超えるようなお子さんもいる状況で、これも非常に問題になってきているので、改善していかなければいけないところかなと思います。

それから、一時保護したり、その先に施設とか里親に行くお子さんは、虐待相談のうちの約 2%になります。あとの約 98%は在宅支援ということになりますので、相談所という

と保護するとか施設に行くというイメージが強いかと思いますけれども、約98%は地域で在宅支援をしているということなので、相談所だけではなくて、地域全体で支えていくことが必要なのかなと思っています。

学齢のお子さんの状況ということで考えますと、相談所で関わる、特に虐待ケースの学齢期以降のお子さんについて特徴的なのは、発達障害などの特性を抱えたお子さんと、メンタルの課題や、親御さん自身が発達障害があるとか、親御さんに被虐待歴があるという、その親子の組み合わせでやはり虐待状況に陥ることが非常に多いなと感じています。

親御さんにいろいろ課題があると、家庭でそういった特徴があるお子さんに適切にそのお子さんの状態に合った関わりができなくて、お子さんが二次障害みたいな状況になり、学校や地域、家庭内で不適応、具体的にいうと対人トラブルとか、学習の困難さとか、最近の傾向で多いのはスマホ依存とか、そういった不適応行動が表れて、それに対して保護者の怒り、あとは周囲からプレッシャーを保護者が受けて、それが弱い子供に向かっていって虐待状況になる。そうすると、子供はさらなる二次障害を起こすので、もっと不適応行動を起こすという悪循環が起きている。それが重篤化してきていると思っています。

幼児期から学齢前期、中学生くらいまではそれが虐待という問題になりますけれども、学齢の後期、中高生になると力が逆転するので、家庭内暴力とか、家出みたいな非行の問題、それから、子供自身が精神的に疾患を抱えてしまったりというような状況になっているかと思っています。

そういう課題を抱えた親御さんほど、親族の支援が得られなかったり、社会的に孤立していて支援につながっていなかったりする状況があります。親御さんを変えていくというのはなかなか難しいので、親がやれない部分を地域でカバーしていくということが大事かと思っています。

具体的に地域でカバーしていくというのはどういうことかという、家庭以外の子供の居場所をまずつくるということです。いわゆる公的な教育機関だけではなくて、様々な子供の居場所を保障していくということだったり、医療とか教育的な配慮や支援、親御さんの養育相談のできる場所のチャンネルを増やすとか、あとは全般的な家庭への支援ということで、生活保護とか医療福祉サービスとか、そういったことを充実させていく必要があるかと思っています。

こういった地域支援は、今までは親御さんが相談してくるまで待っているというスタンスが多かったかなと思いますけれども、なかなかそういった待ちの支援では手が届かないので、アウトリーチで支援を届けるということがこれからの課題ではないかと思っています。

簡単ではございますが、今の児童相談所を取り巻くお子さんとその家庭の状況ということでご報告させていただきました。ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。子供の居場所づくりということをこれから進めていかなくて

はいけないなということをご提案いただいたような気がします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、ふなばし地域若者サポートステーションの成瀬委員、よろしくお願いたします。

○成瀬委員

よろしくお願いたします。まず、私どものほうの事業内容がどのようなものであるかというところを、いつもよりもっともっと詳しくお話しさせていただいて、そして課題が何なのかというところにお話をつなげたいと思います。

まず、私どもは、厚生労働省と船橋市と習志野市の委託事業でございまして、ハローワーク、ジョブカフェ、それからさーくるさんとも連携させていただきながら事業を行っているわけですが、15歳から49歳の無業の方で、ハローワーク等の利用が難しい方、難しいけれども働きたいという意欲のある方を対象としてお話を伺っております。

では、どういう方々が利用してくださるかということ、まず、もちろん新卒採用で仕事のほうがうまくいかなかった、就活がうまくいかなかったという方もいらっしゃいます。そのほかには、もっといろいろな方々がいらしてございまして、例えば統合失調症であったり、強迫性障害、発達障害など、精神疾患等を抱えていらっしゃる方々のご相談も多々ございます。こちらに関しましては、私ども病気に関しての専門家ではございませんので、ドクターと連携を取りながら、ドクターに意見書を書いていただいて、この方は週何日間、そして何時間くらいだったら、こういう仕事なら働けますよというお墨付きをいただきまして、それに合わせて最初は動いてまいります。

それから、不登校の方々、通信制、定時制、サポート校など在学习中の方々、こちら在学中でオーケーということになっていきますので、こちらに通っていらっしゃる方々がいらっしゃれば、ご案内いただくとありがたいかなと思っております。

それから、高校の出席率が悪くてやめそうな方、大学をやめる可能性のある方とかやめてしまった方々に対しては、サポステ利用オーケーですので、こちらのご案内いただければと思います。

それから、引きこもって10年、20年という方もいらっしゃいます。でも働けている事実がありますので、100%とはいかないまでも現実に働いてくださっていますので、ご案内いただければ、これも対応はできるかなと思っております。

では、その方々にはどういう支援をサポステでは行っているかといいますと、まず一番最初に、親御さんと一緒に来ていただきます。もしくは、親御さんだけ先に、特に引きこもっていて家から出れていないですという方々に対しては、親御さんだけに来ていただいて、インテーク面談ということで、アセスメントシートとかいろいろあるのですが、その方の状況、ご本人様の現在の状況がどうであるかというところを判断いたします。そして、病院には通っていないけれども、この方はご病気が背景に隠れている、それに対してはどのようなふうに対応していくかというところで、お医者様とのつながりをつけていこうとか、そういう形でまずお話を伺って、この方は登録して大丈夫という方に関しましては、キャ

リアコンサルタント、これは国家資格を持った就職専門のカウンセラーということでご相談を承りますので、そちらにつながります。

それから、そういう形の中で、人に慣れていただかないといけないということがあります。皆さんハローワークなどが使えないからうちのほうにいらっしゃる方が多いので、まず人に慣れていただくという形で、いろいろなセミナー、パソコン講座とか、ほかにも SST、ソーシャルスキルトレーニングと言いますが、一般的なそういう常識的なものを学んでいくところとか、働くスキルとか、そういういろいろなセミナーを開催してございます。そこは今困っているのですけれども、本当は例年は満席なのですが、コロナで6名限定です。今年10月の終わりにみんなに相談して、皆さん参加者の方も困っているのです、参加者を増やすために呼びかけをして、また元に戻していこうかなとは思っております。

それから、お勉強などで高校が中退とか中学だけになっている方がいらっしゃいますので、そういう方でお勉強を学び直したい方に関しまして、本当にこれはありがたいのですが、許可していただいているのは船橋市だけです。これで皆さん資格を取ったり、そして次のステップ、働いたりとか、いろいろなさっていますので、こういう事業があります。

それと、親の個別相談、それから親の会です。親御さんから、うちの子は5年、10年引きこもっています、親との会話もありません、引きこもって部屋からも出てきませんというような中身のご相談をお受けして、だんだんとご本人様にアプローチしていくという取組ですけれども、親の会に関しましては、月に1回行っております。個別相談会に関しましては、月に2回、中央公民館のほうでお部屋を取らせていただきながらやっております。

それから、就職氷河期世代の方々、大体30過ぎから49歳くらまでの方々に関しましては、専門のお話を聞く機会をいただくということで、同じく中央公民館のほうで月2回行っております。

それから、大きな家族相談会を、サポステの親の会だけではなくて、そのほかの親の会とか、いろいろな機会にご相談なさっていらっしゃる親御さん、まだ子供がどうにもなっていないという方々向けのそういう相談会を年に1回行っております。

それと、合同就職フェアは、年に2回、企業さんを大体6社から10社、コロナがないときは10社くらいありましたけれども、今、大体6社、7社程度で抑えております。そこに企業さんにお越しいただいて、そしてハローワークの方々にも応援いただきまして、たくさん利用者さんが、外部からの利用者さんも可能ですのでお越しいただいて、就職のほうを目指していくという形のフェアを行っております。こちらは今、年2回です。年3回のときもございましたが、取りあえずは年2回ということで今年度は行っております。大体、多いときには30、40くらいの事業者の方々がいまして、進路が決まっていく方も中にはいらっしゃいます。そういう形で行っているところです。その結果として、こういう地域若者サポートステーションが177か所ございますが、そのうち令和元年度に関しまし

ては、船橋の就職等決定率は第2位でした。そして、コロナがちょっと影響したかなと思っているのですが、令和3年度は第8位に落ちております。それでもスタッフ一同頑張ってくれている結果ではあるかなと思っております。

そこで、令和3年度の結果は令和2年度のもので、今現在、令和3年度4月から9月30日現在の新規登録者数は、ちょっと落ちておりますけれども、ほぼ去年と同じでしょうか、81名になっております。

それから、就職者数です。進路決定のほうにおきましては69名です。これもほぼ昨年並みだと思います。

それから最終学歴が、これはちょっと皆様のほうに頭に入れていただきたいと思いますが、177か所のサポステは、どこの結果も同じなんです、利用者の学歴層トップは大学、大学院、短大、高専卒です。ここが高校卒とか高校中退ではないのです。ここの層がすごく大きい。とても有名な大学や大学院を出られている方のご利用もごございます。こここのところの層をどう捉えるかということがすごく大きいかなと思っております。

その方たち、進路決定がなされた方たちはどこの職業についているかという、一番多いのが、これが小さすぎてよく見えないのですが、サービス業ではあるけれども、サービス業と断定されないところという形で21%、そして卸売業、小売業が18%で第2位ですね。それから宿泊業、飲食・サービス業が12%、引きこもっていたりするわりにはこういうところにも働いているという現実があります。

では、課題ですけれども、今考えられるところとしましては、不登校の子供さんたち、本当にここの対策がうまく連携ができていかないと、5年、10年とあつという間に過ぎますので、そうするとだんだんと病的なものに入っていくんですね。ほぼほぼ、一番早い方は3か月でもう一歩も外に出ることができなくなります。なぜかという、皆さんおっしゃるのは、自分が働いていない、不登校であるということ、隣近所の方がこの時間帯に歩いているとそう見るだろうと、勝手に思っている心があるんですね。ですから怖くて家から出られない。頑張っただけで家から出たとしても、自分で自分のことを認めていないので、変なやつだと思われていないかとか、周りの方の視線が、背後の視線、向かってくる視線、それが怖いんです。ですから、そのところをインテーク面談のところでお母さんと一緒に宿題としてやってもらって、不安な方はお願いするのですが、これを早い段階で、サポステを使えるのは15歳以上ですので、そういう方がいらしたらぜひご協力のほどをお願いしたいと思うのですが、それが第一です。それに対してはスクールソーシャルワーカーのシステムがごございます。この方たちを通していただければやりやすいかなと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

それから、もう一つは非行の方々です。実はふなサポは、ほぼ99.9%とっていいくらいに、非行の方々のご相談はない。表上はないです。

ところが、今回、まだスタッフとも詰めてはいないのですが、考えを新たにしようかなと思っております。たまたま私どもの法人、セカンドスペースと言うのですが、この

法人が別の事業のところで法務省のほうから依頼を受けまして、刑務所に入っている人たちへの支援を何とかしてほしいんだと。その刑務所の中でキャリアカウンセリングであったり、セミナーを開いてみたり、個別相談したりとか、いろいろな形でやってほしいと依頼がありましたので、やってみようかなという気持ちがあります。ここは連携が取れば。ただ、私どもも、どう言ったらいいのでしょうか、同じ刑務所に入るのでも、重い形の方はまずできませんので、そのところはお伺いしたら、窃盗とか受け子の方々、この方だったら大丈夫だろうというので、紹介はできますと言ってくれたのですけれども、そうすると法務省のほうでそのようにおっしゃるのであれば、ふなサポのほうでもそういう方々がいらっしゃるはずなので、お請けしてみようかなという気持ちにはなっております。

そのところの連携をするためには、もっともっと私たちがそういう方々の心理であったり内情をよく理解していないと大変なことになります。少しやってみたいと思っていますので、もしかしたら連携させていただきたいと連絡させていただくかもしれませんが、そのときには児相の方、警察の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1点です。来なくなった方々っていらっしゃいます。何とかお母様と一緒に来られて、1～2回は来たけれども、なかなか来れなくなって、電話をかけても通じない。親御さんのほうも働いていらっしゃって、なかなか連携が取れないという方々のシステム、こういう方々をどうしたらいいか。本来であれば3か月、6か月、9か月、12か月という形で必ず電話をすることになっています。電話しています。でもなかなかそこがつかまらないので、そこに対してのシステムづくりをする必要があると考えています。それが課題だと。

今3つの課題をお話しさせていただきました。長くなりましたが、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（丹羽会長）

丁寧なご説明ありがとうございました。やはり我々が生きていくためには仕事ということが何よりも大切だと思いますので、青少年を支えていく上で大変大切なことだと思います。ありがとうございました。

それでは、ただいま3団体からご報告をいただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等ありましたら、承りたいと思ひます。どなたかございませんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員

鈴木と申します。お取組をそれぞれ聞かせていただいてありがとうございます。

市川児相さんによかったら教えてもらいたいのですけれども、船橋市での虐待案件や一時保護といった状況をお聞きして、そういう状況をできるだけ防いでいくことが重要だなと感じました。

地域での居場所やアウトリーチについて言及がありました。船橋市も重層的支援体制整備事業というのに今取りかかるようになっておりますけれども、現状の市川児相さんで船

橋市の子供たちを対応していただいている中で、どのような居場所があったらいいかということ、また、アウトリーチについては、行政のアウトリーチでよろしいのか、それともやはり地域で関わっていく中でのアウトリーチがいいのか、船橋市の子供の状況を見て、よかったら教えていただきたいと思います。

それから、サポートステーションさんからもお話をいただきました。ありがとうございます。不登校の関係でお話がありましたけれども、スクールソーシャルワーカーさんとの連携が上がるというなおっしゃっていらっしゃいました。どのような連携があると助かるとか、どのような形が望ましいといったことがあったら教えてください。

以上2つになります。

○児玉委員

では、まず児童相談所のほうから、お答えになるかどうかはちょっと分かりませんが、1つは、子供の居場所ということであると、子供自身はなかなかそういうところに自らの意思で行くというのが難しいお子さんも結構いらっしゃるので、端的にいうとショートステイとか、トワイライトステイとか、親御さんが困ったときに一旦親子で距離を取れるような場所とか、それが宿泊を含めてできるようところが充実していくことが予防的な対応になるかなと思っています。

船橋市もショートステイ事業をやっておりますけれども、まだまだ使い勝手が悪いところがあるかなと思っていて、国のほうでもできるだけそれを活用して、予防的な関わりをという方針で事業化もしているので、そういったところでさらにショートステイが充実していくといいかなと思っています。

それから、アウトリーチについては、なかなかこれも難しいところで、基本的には相談ニーズに応じてやっていくということにはなるので、ちょっとおせっかい的な関わりがどうしても必要になってくるかなと。

最近相談所から見てありがたいと思うのは、小児科とか児童精神の医療のほうで訪問診療というのをやっていたところがあって、本当は医療につなげたいのだけれども、受診までなかなか足が向かないというお子さんも結構いる中で、訪問してくれるならいいよということで、そこで初めて医療につながったということもあったりするので、そういったことがあるとすごくありがたいなというのと、教育の場面でいうと、スクールカウンセラーは大分充実してきましたけれども、昨今だとスクールソーシャルワーカーの配置が進んできていますので、学校の側からも家庭訪問などが積極的にできるということが進んでいくといいのではないかなと思っています。

養育支援でいうと、市の養育支援事業というのがあって、家庭に向いて家事を含めた養育のサポートをするという事業もあるので、なかなか行政とかサービスに足が向かない方にこちらから出向いて行ってサービスを届けるというような、そういったチャンネルが増えていくといいかなと思っています。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ちょっと付け加えさせていただきたいのですけれども、知り合いで相談を受けたことがありまして、大変難しいことだとは思っているのですけれども、児童ホームをご利用されていると5時で閉まるじゃないですか。やはり親御さんが働いたりなさっていて、保育園のほうでは延長保育だと7時くらいというのがありますよね。そうすると小さい頃はそういった時間の融通がある程度ききますけれども、小学生の低学年とかですと、その間の時間が空いてしまって、児童ホームが閉まったのだけれども、その間、親御さん帰ってくる間、外で時間を潰してしまうようなことをお見かけするというのをお聞きしたんです。ですから、そのときに、こういう言葉はよくないかもしれませんが、悪い大人が声をかけてどこかへ連れ去ってしまうというようなこともあり得るので、そういった公的な施設の社会の仕組みに合った時間延長といいますか、そういうのを、本当に難しいとは思いますが、今後、両親とも働いているような社会を成り立たせるためには、そういった応急的に受け入れられるようなところがあったら、子供たちの安全が図られるのではないかなということ、今お聞きいただいたことで感じましたので、付け加えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○成瀬委員

ありがとうございます。答えのほうに参りたいと思います。

まず、高校生が一番問題だと思うんですね。やめるというふうに分かった時点で動かないと、やめてしまってからでは皆さん連絡がつかないんだそうです。手のつけようがないんですね。ですからこのところは、逆に秘密保持というところでは、この子がもう単位が取れなくてやめますよなんてことを、学校のほうでは言えないのではないのかなと思うのですけれども、そのところ、学校の先生方の考え方なんだろうと思いますが、中にはどこからかその情報を仕入れて、私どものほうにスクールソーシャルワーカーか本人を連れてきていただくことが結構ございます。そこも仕組みのところ、本来であればふなサポなんですけれども、ふなサポだけでは、発達障害があつたりいろいろなことがあるお子さんもいらっしゃるの、まずは慣れていただくために——サポステに来ると、もうそこからすぐ仕事の話という形に、本人が来てキャリアコンに渡すとそうになっていきます。その前段階のところ、欲しいということで、実は私どもの法人、ドクターから依頼されてデイケアをつくるということで、今一つの場所で、もう1か所からも依頼があるのですけれども、デイケアの中に来ていただく。そうすると医療費が1回だけで、来たたびの医療費、自立支援医療費であれば500円程度で済むので、そこで学び直し支援をしたり、それから、来ることでだんだんと生活習慣が身について、なおかつ、就労に向けての準備をしていく形になっていますので、そういうところを通して、ふなサポのほうに移行してうまくいっているケースもあります。

ですから、早い段階で来てご連絡していただければ、やりやすいというのはあります。そうしないと、先ほど申し上げましたように、だんだん外が怖くなって家から一歩も出ら

れなくなってくるので、ぜひ皆様のご協力もお願いしたいと思います。

これでよろしいでしょうか。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。それでは、そのほかにどなたか。

加瀬委員、お願いいたします。

○加瀬委員

青少年センターの運営協議会の加瀬と申します。

警察の方にちょっとお伺いしたいのですけれども、実はスマートフォンに、「荷物をお届けにお伺いしましたけれども、お留守でしたので持ち帰ります。連絡ください」という、その後に携帯の番号が書いてあるのがよく来るんです。多分ここにご参会の皆様でも経験があるかなと思いますけれども、これはもう関わらないほうがいいということですぐ削除しておったんですが、実は先月の月末に私の町会の会員さんの携帯に今とまるっきり同じように、私の名前を使って、「加瀬から荷物を届けたんですけれども、お留守でしたので持ち帰ります。連絡ください」と。ちょうどその方がそのメールをもらった後に、うちのかみさんと道で会って話したら、「いや、うちのはそんなことしてないよ」ということで、翌日、私グラウンドゴルフをやっているんですが、その人もグラウンドゴルフをやっていて、ちょうどグラウンドゴルフで一緒になって、見せてもらいました。確かに私の名前が載っているんです。最近そういうような悪質な事案というのが起きているのでしょうか。最初に言ったショートメールで来るやつは、数字を適当に押せば誰かにつながるかなと思うのですけれども、今回の場合は私やうちの町会長、それから先方の相手の人も町会の会員さんというのを分かっていてその電話番号にかけているわけですね。だから、情報が漏れているのかなと思いますけれども、このようなちょっと込み入ったような事案を警察のほうで把握されていらっしゃいますでしょうか。

○杵渕委員代理（船橋警察署 田中生活安全課長）

一般論で申し上げますと、個人情報が出ていますという相談はほぼ毎日のようにあります。ありますが、それが実際に事件につながっているかどうかという出口の部分までというのはちょっと判然としないところがございますので、警察のほうで一般的な相談業務のお話をいろいろな中で聞く中では、そういった個人情報の関係の相談はありますが、基本的に防犯指導としては、一番最初もお話があったとおり、個人情報に関して自分が思い当たる節がないようであれば対応しないようにだとか、そういう防犯指導の意識を高く持っていていただくことが一番大事になってくるのではないのかなと考えます。

○加瀬委員

それでは、今私が言ったような、私の名前を使ったようなそういうことは、まだ報告がないですか。

実は、私のほうのことで恐縮なんですけれども、明日、町会の回覧を出す日なので、この文章をつかって町会の会員さんに回覧しようかなと思っていたんですけれども、今、私

が言ったようなそういうことは、まだ警察のほうに情報として入っていないですか。

○滝口委員代理（船橋東警察署 小栗生活安全課長）

これはあくまで一般論になってしまうのですけれども、基本的に、今お話があったのは町会同士の方々での個人情報の流れじゃないですか。そうすると、やろうとしていることがどういう意図かというのがいまいち読めないのですけれども、業者自体であれば、基本的に個人情報の関係で「誰々から」という荷物をそもそも送らないと思うんですよね。そうすると、町会単位だけであると、北海道のどここのカニが届きますだったら話が違うのでしょうか、それは送り付け商法というのがまたあるのですけれども、町会単位のもので何かしらの荷物という話になると、自治会の名簿が、どういう理由かは分からないのですけれども、漏れているという状況があるということで、今お話があったように、注意喚起をされたいということであれば、町会の名簿が何らかの理由で漏洩している可能性がありますので、そのような電話があったりメールが来た場合については、確実に事業者には、その連絡先ではなくて、クロネコヤマトと書いてあったら、本当のクロネコヤマトのところの電話番号を調べて、本当にそうなんですかというのを調べた上で対応するようにしてくださいということを、ぜひ自治会のほうで流していただければ、注意喚起になると思います。

○加瀬委員

はい、ありがとうございます。町会の会員名簿は有線の固定電話しか電話番号が書いてごさいません。携帯は載せていないので、どこかから情報が漏れたのかなと思います。はい、ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。私も以前振り込め詐欺の電話がかかってきまして、ちょうどタイミング的にも親が亡くなった後だったので、警察のほうにお電話しましたらば、ちゃんと相談に乗っていただいて、実際に船橋のATMに行って対応していただいたんですね。ですので、もしこういったメールが来た場合に、例えばそのメールを警察のほうにお持ちして、こういったのが来たんだけれども、というようなことで調査をしていただくことも可能なのでしょうか。

今みたいな一般的なものであれば明らかにおかしいというのはありますけれども、例えばそれをご本人が警察署のほうに行っていただいて、こういったメールが来たんだけれどもというような、そんなことを調べていただくことも可能なのでしょうか。

○滝口委員代理（船橋東警察署 小栗生活安全課長）

ご相談は全然いただいて結構ですので、場合によってはこちらから連絡する場合もあるでしょうし、知っている電話番号からいつも来ているというのであれば、毎回ほかの方からも届いていますよという情報があればお伝えすることもできますので、1人で考えないで相談をしていただいたほうが。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。ですので、加瀬委員が町会でもしお出しになるようでしたら、警察のほうへご相談に上がったらどうですかというような、そんな注意喚起をしていただいてもよろしいかなと思いました。やはりこの詐欺というものが船橋では横行しておりますので、幾らかでも少ない方向に向かえばと思いますので、ご協力のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それではほかには大丈夫でしょうか。

○池沢委員

ありがとうございました。ちょっと時間がないので、たくさん質問したかったのですが、1点だけ絞って質問させていただきます。

警察の方にお伺いします。今、犯罪が減ってきているという一方で、児童ポルノや買春のほうが増えてきているというご報告がありました。これはスマホによる影響だということをお伺いしたのですが、今、世の中で、暴力はいけないという教育もあるし、社会的にもそうなっているけれども、性犯罪というか、買春ですか、加害者側のほうがあまり悪く言われないと私は思っているのですが、子供たちを被害者にしないためには、やはり大人がしっかりそこを見守るなり対策を練っていかねばいけないと思っていて、特にこの性被害、性に関しては、私の知るところでは新宿とか千葉市で見守り活動をしているNPO団体さんがいらっしゃっていて、私も自分でやりたいなと思っているのですが、なかなかそこまで体力と気力と、あと勇気がなくてできない中でのところでもあります。

警察としては、そういった子たち、スマホ以外にも私が見る限りでは船橋駅周辺ですとか津田沼駅周辺、西船橋周辺でそういうことをされているような雰囲気のある、女性やお子さんがあるような場所を見かけるのですが、何か警察のほうでそういう場所を把握している、あるいは対策をしているというのがもしありましたら。

ツイッターとかも、私は18歳制限をかけていないので、たまにそういうところを意図的にチェックするのですが、若い女の子たちがそういったことをしているのを見たときに、どなたかが削除をしてくれるのだと思いますけれども、そういうことをもしやられているのなら教えていただきたいと思います。

○杵渕委員代理（船橋警察署 田中生活安全課長）

性被害に関してですが、加害者側に少年がならないようにという点も併せてですが、SNSの利用についてという防犯講話のほうを学校のほうから依頼を受けて実施させていただいております。また、少年ボランティアの活動にご協力いただいている団体もございまして、そういった外郭団体の方と船橋警察署では西船駅を中心に定期的なパトロールをさせていただいております。そういうボランティアの方々はお声かけを共同で実施させていただいております。

また、サイバーパトロールといった活動も警察官のほうはしております。違法有害情報のからの捜査でしたり、そうした相談を受けながら対応させていただいております。

また、県警のほうではブルー・スターズという学生ボランティアの団体もございまして、船橋市という枠組みではないのですが、加害者側になりそうな年齢層の若者と一緒
に共同して、被害にも遭わない、加害者にもならないような、そういった活動をしている
状況もございまして、参考としていただければと思います。

○池沢委員

ありがとうございました。大学生がやっているんですか。

○杵渕委員代理（船橋警察署 田中生活安全課長）

そうです。

○池沢委員

ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

それでは、よろしいでしょうか。お時間の都合もありまして、ご配慮いただきましてあ
りがとうございます。また次回もあると思いますので、その際にご質問等いただければあ
りがたいと思います。

それでは、次の議題に移って参りたいと思います。

議題（２）「船橋市青少年だよりの発行について」、事務局よりお願いいたします。

○青少年課長

青少年課です。それでは、「船橋市青少年だよりの発行について」、ご説明をいたしま
す。

例年ですと青少年問題協議会の委員の所属団体と、幹事である行政の10団体ほどに原稿
作成を依頼しまして、年に1回、3月に発行をしておりました。

令和2年度、3年度におきましては、コロナの影響で団体での本来の活動ができないと
いうことがありまして、掲載する内容も難しいということで発行をしておりません。参考
に直近の令和元年度、第52号をお配りさせていただいております。仕様としてはタブロイ
ド判で4ページで作成しております。各町会自治会での回覧をお願いしております。併せ
て公民館等の公共施設にも配架をしております。なお、今後、市のホームページにも掲載
して閲覧しやすい環境を整えていきたいと考えております。

参考資料の第52号を見させていただいて、今までは毎号、一番下の欄外に「未成年の飲酒・
喫煙を防止しよう」と載せておりました。このときはこれでよかったのですが、こ
の後議題にもありますように、成年年齢引き下げになりましたが、お酒とたばこは二十歳
になってからと、こちらは変わりませんので、表記は誤解のないように改めたいと考
えております。

基本的には前回同様の構成で作成したいと考えておりますが、何かご意見があればお聞
かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、何かご意見があればお聞かせいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、原稿を依頼させていただく団体につきましては、後日事務局からご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（３）「その他」に移ります。

まず、「成年年齢引き下げの影響について」となります。資料の１ページから４ページをご覧くださいと思います。

令和４年４月１日より成年年齢が２０歳から１８歳に変更になりました。船橋市青少年問題協議会の幹事となっている課に対して、それぞれの事業や施設利用等の対象者への影響や変更点について調査していただきました。これにつきましては、今回資料を配付させていただきますまして、次回、第３回船橋市青少年問題協議会時に委員の皆様からご意見、ご質問を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

この４月から、２０歳から１８歳となりました。以前、青少年センターの運営協議会で警察のほうからお話を聞きましたけれども、高校３年生が中学生を連れ回したということがあったそうです。今まででしたら、学生同士だからというような考えもあるかもしれませんが、１８歳成人になると、成人の犯罪ということで自分の思ったことと違うような結果につながるということがありました。ですので、そのようないろいろな影響が確かに２０歳から１８歳に変更されたということであると思いますので、そういったことをまた第３回のときに皆様にお聞かせいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、２つ目、「自転車専用通行帯について」です。法的に一切自転車しか入れないところがあったり、あるいは市の中で安全に通行するために区分があるということがあったものですから、その辺りをご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、まず設置場所についてご回答いただくような形でお願いしたいと思いますが、幹事課の方、お願いできますでしょうか。

すみません、失礼しました。設置場所につきましては、道路建設課というところが担当になっておりますが、この青少年問題協議会の幹事にいらっしゃらないため、会議中についての回答は難しいということでしたので、設置場所については、申し訳ありませんが、そのような形でご理解いただきたいと思います。

それから、交通安全教室につきましては、市民安全推進課の方で承っているそうですので、よろしくお願いいたします。

○市民安全推進課長

市民安全推進課でございます。交通安全教室につきましては、私どものほうで交通安全指導員によって小学校を主にやっております。また、中学校に関しましては、交通安全指導員という形ではなくて、スケアード・ストレイトといいまして、いわゆるスタントマン

による本格的な自動車事故をシミュレーションしたのを見ていただいて、かなりショッキングな場面もありますのであれなのですが、それをやっております。それは必ず中学校3年間のうちに必ずどの中学校でも1回、生徒さんが1年生のときか2年生のときか3年生のときかは分かりませんが、必ず1回ご覧いただけるような形で保健体育課と協議しながら進めております。

また、幼稚園、保育園に関してもやっておりますし、青少年という形ではないですが、企業から外国人の方に関して交通安全教室をやってもらいたいと、そういうこともやらせていただいております。スケアード・ストレイトにつきましては、従前のコロナ前は、一般市民の方に対してもやっていましたが、それについては今現在できておりませんので、引き続き中学校を中心としてやっていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。やはり子供の頃からそういった自転車のルールをきちっと守って乗っていただければと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

そして道路交通法について、法的な罰則等がきちっと決まっているということですので、こちらは船橋警察署のほうからご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○杵淵委員代理（船橋警察署 田中生活安全課長）

自転車専用通行帯に係る罰則についてのご報告になります。道交法上は通行帯違反という趣旨での取り締まりになります。点数、違反金に関しましては、1点の違反になります。大型、中型、準中型車両ですと7,000円、普通車ですと6,000円、二輪ですと6,000円、原付ですと5,000円という形で、道路表記に自転車専用帯という表記がある部分に関して軽車両以外のものがそこを通ると違反が成立するという形に整理されておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。報道等でもされていますけれども、自転車に赤切符を発行して安全を図ろうと。やはり市内の皆さんもご覧になってお感じになっていると思いますけれど、お子様を乗せたまま大きな市場通りを斜め横断したり、あるいは、自転車同士で片方が逆走してあわや正面衝突というような場面もお見かけになっていることもあると思います。移動の手段としては自転車は大変便利なものですが、一歩間違えば、けがとか、ひどいことになれば命に関わるようなことがあると思いますので、注意しながら利用できるように、皆さんの中でお広めいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、報告、連絡事項に移らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。その他についてのご質問等は大丈夫ですか。

それでは、続きまして、「3. 報告、連絡事項」に移らせていただきたいと思います。

1つ目、「子どもの生活実態に対するアンケート調査（ヤングケアラー実態調査）の結果について」を、子育て支援部からお願いしたいと思います。

○杉森委員

子育て支援部でございます。前回のこちらの協議会の中で、速報値が出ましたということをご挨拶で皆様にもお知らせさせていただきましたが、この度、報告書がまとまりましたので、資料の5ページ以降に概要版という形で皆様にお配りさせていただいております。子どもの生活実態に関するアンケート調査、ヤングケアラーの実態調査となります。

この調査の目的といたしましては、めくっていただいて6ページからになりますが、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行うヤングケアラーの実態を把握するため、船橋市の小学4年生から中学3年生及び高校生相当年齢の子供たちを対象に実態調査を実施いたしました。

調査対象としましては、船橋の市立学校と特別支援学校の小学校4年生から中学校3年生、それから高校生につきましては、調査方法の関係にもよりますが、また、高校生になりますとほかの市にある高校を使われていたり、他市の住民の方が船橋市内の高校を使われていたり、学校単位での調査ができなくなるため、もう一つは高校に行っていないお子さんのほうにもしかしたらヤングケアラーに相当する方がいる可能性も高いということもありましたので、高校生年齢の子供という形でやらせていただいております。

回収状況といたしましては、対象者数が4万9,555人のうち、2万2,764件の回答がございました。回収率は45.9%となります。

調査方法といたしましては、ウェブ上のアンケートフォームによる調査を行っております。市内の小学校、中学校及び特別支援学校の児童・生徒につきましては、各学校を通じて子供たちに今1人1台端末が配布されておりますので、そちらから回答していただき、高校生年齢につきましては、URL及び二次元コードが記載された案内を直接ご家庭のほうに郵送させていただいて、そこから回答していただくという形をとっております。

調査期間は、今年、令和4年の5月6日から5月27日までで、重なりますと混雑してやりにくいということもありましたし、学校のそれぞれのタイミングもあるかと思われましたので、これだけの期間を取らせていただいております。

調査結果でございますけれども、アンケートの質問の中身としては同じですが、小学生と中学生については、言葉が難しいとか漢字が難しいとか、そういったことがありましたので、質問フォーム自体は小学生向けと中学生向けと2種類用意してございました。そのために回答も小学生、中学生・高校生相当という形で分けております。

7ページ以降をご覧くださいますと、回答していただいた2万2,764件の中で、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、全体の中で4.8%、小学生が6.7%、中学生2.9%、高校生相当が2.2%となっております。国の調査でも大体6%から7%、こういった世話をされている家族がいらっしゃるという回答でございました。小学生についてはおおむね

全国並みの回答でしたが、中学生については若干低いかなというところがありました。クロス集計等いたしましたけれども、その辺がどうしてなのかは分からなかったところがございます。

ただ、回答の中では、やはり世話をしている人が「いる」と答えたお子さんのほうが世話をしていないと答えたお子さんに比べて、「体調がよくない」とか、「体調があまりよくない」、そういったことを合わせた割合が高かったというところと、生活への影響がどのように出ているかというところでは、「自分の時間がとれない」という答えは小学生、中学生、高校生合わせて最も多かったというところがございます。

めくっていただいて、9ページになりますが、世話をしている頻度といたしましては、「ほぼ毎日世話をしている」と回答したのが回答者全体の36.5%でございました。中身についてはまた見ていただければよろしいのですが、ただ、クロス集計した中では、「ほぼ毎日世話をしている」と回答した方と、時間が「3時間未満」とか、週の中でも2～3日もしくは休日のみやっていると答えたお子さんの中でも、必ずしも辛い状況だと訴えられている方が時間とか日数に応じているわけではなかったというようなところに、次に考えていく支援、どういった支援をしていくかというところが私たちにとっては難しいなと思ったところがございます。

お世話の内容といたしましては、めくっていただいて10ページでございますが、小学生、中高生ともに「見守り」というところが最も多い形になっております。クロス集計をした形で、お世話をしている方が誰ですかというところで、「父親（お父さん）」や「母親（お母さん）」、もしくは、「祖母」という形で答えた方については「家事」をやっていますといったご回答が多かったのですが、ご兄弟や、「祖父（おじいちゃん）」「おばあちゃん」の場合は「見守り」といった割合が高くなっているところがございます。

全体的には、ご覧いただければありがたいのですが、相談をしたことが「ある」と答えた方は13ページになりますが、回答者全体の13.7%となっていて、半数以上のお子さんは相談したことが「ない」と答えております。それがなぜだろうというところで、どうして相談していないですかというようなご質問の中では、14ページにめくっていただきますと「誰かに相談するほどの悩みではない」とか、「家族以外の人に相談するような悩みではない」、ご家族のことであるからということで、あまり外に相談をするというふうに意識が向かないようなところがございます。

ヤングケアラーの認知度につきましては、船橋市では大体61.9%のお子さんが「ヤングケアラーという言葉聞いたことがない」という答えを出しております。国のほうでは何回か調査をしております、本市が行った調査の前に行った調査ですと、80%以上のお子さんが「ヤングケアラー」という言葉を知らないと回答したようでした。その後で行った本市のものでは61.9%ともう少し「ヤングケアラー」という言葉の認知度が高くなってきているかなと思います。これは、この調査を行うときに、「ヤングケアラー」というのはこういう状態のことを指しますという説明を入れた後に調査に入るという手法を取ったこ

とと、マスコミ等を通じてヤングケアラーの商業なども流されていたり、言葉というものが少しずつ世の中で聞かれるようになっていったことの影響もあるかなというふうには考えています。

自分がヤングケアラーだと思うかというところの質問では、全体の 1.6%となっております。大体、これがどれぐらいの人数かといいますと、小学生では1万1,342人の回答があったうちの222人、中高生では1万1,422人の回答があったうちの131人となっております。ただ、実際のアンケートの回答率は45.9%でございましたので、残りの回答をいただかなかった層にも相当数のヤングケアラーがいる可能性があるということは、こちらのほうでも認識をしておくべきだと考えています。

ご説明としては以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、報告事項ということですが、もし委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお聞かせいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○成瀬委員

小学生の割合ですが、低学年の方、高学年の方で、感じ方とか捉え方が違うような気がします。低学年の3年生までの方ほどのぐらいの回答率があるのでしょうか。

○杉森委員

今回のヤングケアラーの実態調査は、低学年ですと、大きな家事を任されてというようなどころはもしかしたらないかなと考えたので、小学校4年生以上を対象としております。

○成瀬委員

ありがとうございます。これを受けまして、国全体がこの問題に取り組んでいるので、これを言ってもいいかどうか迷うところがあるのですが、皆さんの世代ではどうでしょう、内容的にはお父さん、お母さんのお手伝いをするという程度のものなのか、そうではないのかの割合がすごく曖昧なのではないのかと、新聞などを読んでいても感じる時があります。

なぜこれを言うかというところ、先ほど、サポステでは大学、大学院、高専、短大卒の学歴の高い層の相談者が多いと。この方たちはなぜそうなのかというところを考えると、ここは反してしまうことを言うので気になるのですが、お手伝いって必要なのではないのかなと思っているのです。これからの子供さんがお手伝いをしないと、社会に出たときにアルバイトやパートさえもできなくなる子供さんも増えてくるのではないかという懸念がありまして、それで今お話しさせていただいております。教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○杉森委員

こちらの調査をさせていただいて、私たちのほうでも気をつけなければいけないと思いましたが、家族としておうちの仕事をすることは大変素晴らしいことで、そ

これを誰も否定してはいけないところだと思います。回答の中でも、お手伝いをしていることで「偉いね」で終わってしまっているのかどうかぐらいの、そういうレベルのお子さんもいらっしゃるということが問題になると、その辛さのレベルというものが、その子の力量によって違っていたり、あとは、学生さんなので時期によっても恐らくは違うのだろうと。テスト前とテスト前でないときで同じような家事があったときに、それが負担なのか負担ではないのかと言ったら、やはり、ここが勝負時のテスト前というところであればすごく負担だろうと。そういったところにまで影響が出てしまっているのか、そうではないのかということは、お子さんによって違うので、個々でのその対応の仕方というものを私たちも考えていかなければいけないと思っております。方策については、市としてはこれからということになりますけれども、調査をしながら、またいろいろな方のお話も伺いながらそのようなことを考えているところでございます。

○成瀬委員

ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ほかには大丈夫でしょうか。

詳細なご報告、ありがとうございました。中を見ていますと、おじいちゃん、おばあちゃんの見守りが多く、心強いなというところも感じました。高齢化の船橋ですので。

ただ、やはり一番気になるのは、相談しない理由のところですね。その中で、誰に相談するのか分からないとか、身近にいないとか、あるいは家族のことを知られたくないとか、家族に対して嫌な思いを持たれたくないとか、先ほどサポートステーションさんのほうからご報告があった、周りの目を気にして、なかなか自分の悩みを打ち明けられないという、そういったお子さんたちのことを拾えたらいいのかなと思いました。警察署のほうからはスマホについての問題がありましたけれども、今、子供たちが端末を1人1台持っているというところが強みになる部分だと思いますので、その辺りで、相談内容とかを少し掘り下げていただいて、本当に困っているお子さんたちを救っていただければありがたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、こちらのご報告のほうは終わらせていただきまして、2つ目の「令和5年度船橋市成人式について」のご報告を社会教育課のほうからお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○社会教育課長

社会教育課でございます。よろしく願いいたします。

令和5年船橋市成人式について、資料は17ページからとなります。

まず初めに、毎年成人式の開催に当たりましては、警察の皆様には交通渋滞対策へのアドバイスや当日の会場内巡視などご協力をいただき、ありがとうございます。改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げさせていただきます。

資料に戻りまして、令和5年の成人式は1月9日「成人の日」に、船橋アリーナにて2

部制によりオンラインによる動画配信も併せて開催する予定としています。

次に、6番のテーマですが、「船出 ～未来へ漕ぎ出せ 船橋ソウル～」に決定いたしました。このテーマへの思いにつきましては、19ページにまとめさせていただいております。成人式対象者で構成される企画運営委員会にて決定をいたしました。

令和5年の成人式対象者は、民法改正により令和4年4月1日に全員が同時に成年年齢を迎え、自分たちの決定への責任が求められるようになりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、制限のある生活が続き、学校生活も思うように送られない日々を過ごしてきました。きちんと大人の仲間入りを果たせるのか、我慢の生活はいつまで続くのかなど、先の分からない不安に幾度となく押しつぶされそうになることもありました。それでも未来はきっと明るい、新成人とは未来という夢と希望に満ちあふれた大海原への船出のときなのだ。誰かがこぎ船に身を委ねるのではなく、自らの手でこぎ出すのだ。時に海の真ん中でさまようことがあるかもしれないが、そんなときこそ「市船 soul」ならぬ「船橋ソウル」で強く立ち向かっていこうという、このような熱い思いが込められています。

次に記念品でございます。記念品は袱紗です。資料は20ページです。こちらも企画運営委員会にて決定いたしました。選定の理由といたしましては、「大人への自覚を持ってもらえる」「持っていない人が多くいるため記念品としてもらえたらうれしい」「同級生の結婚式などでみんなと同じものを使用できたらすてきであり、その都度成人式を思い出することができる」などがございました。

なお、青少年問題協議会会長様には改めて成人式のご案内をさせていただきますので、ご多忙とは思いますが、ご出席のほどよろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。令和5年船橋市成人式は来年の1月9日に船橋市総合体育館にて2部構成により行われるということです。よろしく願いいたします。

委員の皆様からご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力により早く進めることができましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局でございます。次回の青少年問題協議会の開催予定でございますが、令和5年2月8日（水曜日）の午後2時から市役所6階の602会議室を予定させていただいております。委員の皆様、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和4年度第2回船橋市青少年問題協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時31分 閉会